

日本の養育費の現状と 各国の取り組み

ひとり親サークル



エスクル

発表者：一般社団法人 ひとり親支援協会 代表理事 今井 智洋

日本の養育費の現状

平成28年ひとり親世帯調査（※厚生労働省が5年に一度実施）から抜粋

養育費の受取り額の平均は、1家庭あたり43,264円/月、子ども1人あたり27,636円/月

養育費の取り決めをしているケースが少ない

母子家庭42.9%、父子家庭20.8%

「養育費を現在も受け取っている」と回答した割合

母子家庭で24.3%、父子家庭3.2% **全体では2割程度（8割が未払い）**

このうち養育費の取決めをしている場合に養育費を受け取っている割合

母子家庭53.3%、父子家庭14.3%

取決めをしていない場合の養育費を受け取っている割合

母子家庭2.5% 父子家庭0.0%



仮説の設定と検証方法

養育費の支払い率が低水準である理由は、

- ① **日本は協議離婚が主流のため、養育費の取決め自体が必須ではないということ**
→ 協議離婚ができない国との比較
- ② **取決めがなされていても養育費が実際には支払われるケースが少ないこと**
→ 日本は取り決めをしていても半分以上が支払われていない。海外の場合はどうか
- ③ **養育費が支払われなかった場合、強制執行する方法が限られること**
→ 日本と海外の養育費確保の取り組みの比較

と仮説を立て、日本と海外の養育費確保の取り組みを比較し検証したいと思う



養育費確保に向けての取り組み①（日本）

- 2007年 厚生労働省委託「養育費相談支援センター」設立
母子寡婦福祉連合会などが受託し、養育費の相談について対応
養育費に関する相談、これに応じる人材育成のための研修、情報提供にとどまり、
養育費未払い親に対して働きかけはない
- 2013年 日本弁護士会連合会 「養育費立替制度」の提唱
- 司法による申し立て
 - ・ 家庭裁判所の履行勧告
権利者からの家庭裁判所に対する申出により、家庭裁判所が義務者に対し履行を勧告する制度。履行についての強制力はない
 - ・ **公正証書のような強制執行可能な文書がある場合は、地方裁判所へ強制執行の申し立てができる**
2004年に改正された民事執行法により、将来の養育費をまとめて差し押さえることや、支払わないことに対する制裁として金銭の支払いを命じる間接強制も可能



養育費確保に向けての取り組み②（日本）

● 2019年5月、民事執行法の一部改正

・相手方の給与債権（勤務先）に関する情報を取得できる

「第三者からの情報取得手続」という制度が新設され、裁判所から市町村や日本年金機構等に照会をして、債務者の勤務先についての情報を取得できるように

・金融機関から預貯金債権や上場株式等に関する情報を取得できる

支払義務者である元夫が銀行口座を有している場合は、銀行に対して預金債権を差押えすることも可能

株式投資をしているような場合には、証券保管振替機構に照会をすることで、上場株式や社債をどの証券会社で保有しているか確認できるように

これまで公正証書で養育費を決めた場合は、裁判所による財産開示手続は利用できなかったが、今回の改正では、調停調書や確定判決と同様に公正証書であっても財産開示手続の申立てができるようになる

参考：女性共同弁護士事務所ブログ

※公布の日である令和元年5月17日から1年以内の施行



Esukuru

養育費の強制徴収（アメリカ）

- 離婚するには裁判所へ申請が必要（親権、養育費の取り決めについて決める）

- 政府に養育費強制庁 各州に養育費強制事務所

全ての州で非同居親の搜索、養育費の給与天引き、税還付からの相殺

アメリカは全国民に社会保障番号が割り当てられ、州を超えて移動しても住所を突き止めることができる

※経営者は従業員を雇えば登録することが義務づけられており、転職しても勤務先を探すことができる（全国新規雇用者登録制度）

- 不払いの場合は、裁判所の命令に従わないと解釈し、「法的侮辱罪」という刑事事件として取り扱われ、収監されることもある

また、州によっては滞納者には運転免許の停止を行うなどの制裁もあり

加えて、逃げている親の顔写真に「Wanted（お尋ね者）」という見出しをつけたポスターを街に貼り、社会的制裁として取り扱われる

- 父親の就業支援を行っている（また、面会交流支援も行っている）



養育費は社会保障（スウェーデン）

- 離婚するには裁判所へ申請が必要（親権、養育費の取り決めについて決める）
- 養育費が払われない場合、社会保険事務所に申請すれば、立て替え払いとして手当が支給される
 - 子供が18歳まで、学生であれば20歳まで延長可能
- 同事務所は養育費を支払うべき親から、その所得と子どもの人数に応じた額を徴収
 - 支払い能力が十分でなければ減額や免除制度あり
 - 応じない場合は税や社会保険料などの未納金を徴収する国の機関が強制執行する
- 支払えない親は国が肩代わりする（社会保障として考えている）



養育費の取り決めの義務づけ（韓国）

- 1977年、一方的離婚を防止するために、家庭裁判外で当事者の離婚意思を確認する制度を導入

- 2008年、当事者双方が家庭裁判所に出頭し、それに合わせて、離婚の法的問題、離婚の子どもに与える影響などの親教育（子ども養育案内）を内容とする離婚案内を必ず受け、

親権者及び養育者の決定、養育費の取り決め、面会交流行使の有無及びその方法を具体的に定めた協議書を提出することを義務づけている

上記手続きの上で、協議離婚をすることは可能

- 2015年3月、養育費履行管理院を創設し、養育費の確実な履行を確保しようとしている



養育費未払いについて各国政府の対応比較

	日本	韓国	アメリカ	スウェーデン
行政の介入	△ 養育費相談のみ	○ 養育費履行管理 院が養育費履行補助	◎ 養育費強制事務 所が養育費強制執行	✻ 社会保険事務所 が養育費立替支払い
司法の介入	△ 協議離婚可能 (裁判所への手続 きは必要なし)	○ 家庭裁判所へ出 頭し、離婚案内の受 講が必要	◎ 離婚するには裁 判所へ申請が必要	◎ 離婚するには裁 判所へ申請が必要
立法の介入	△ 民事執行法改正	○ 協議離婚制度改 正	◎ アメリカ児童扶養 法	◎ スウェーデン養育 補助法
養育費未払い率	約8割	データなし	約4割	ほぼなし
離婚率	約3割	約3割	約4割	約4割



明石市の養育費確保への取り組み

- ・ 養育費を受け取れずにいる市内在住のひとり親側からの相談に基づいて事情を調べ、資力があるのに払わないなどの条件を満たせば過料を命じる
- ・ 裁判の判決や公正証書などで養育費の額が確定したのに、正当な理由なく支払わない人が対象（市外在住者も対象とする予定）
- ・ 過料額は5万円を上限に、支払うべき養育費と同額とし、取り立て後、ひとり親側には養育費と同額の養育支援金（補助金）を支給する

2019年10月8日06時30分 朝日デジタルより抜粋

<参考>

- ・ 地方自治法に基づき、自治体は独自の条例を設けて、行政上の秩序を乱すなどの行為に5万円以下の過料を科すことができる
- ・ また、明石市は離婚相手が養育費を支払わない場合、氏名を公表する全国初の条例制定を検討している
- ・ （養育費立替パイロット事業）ひとり親家庭と保証会社との間で養育費保証契約を結び、市は初回の年間保証料（上限5万円）を負担



大阪市の養育費確保への取り組み

● 2019年4月18日開始

「養育費の保証促進補助金」

ひとり親が民間の養育費保証会社と保証契約を締結した場合にかかる本人負担の費用を、1回に限り5万円まで市が補助する

→養育費が未払いになった場合、保証会社が立て替え払いし、ひとり親に代わって督促してくれる

<あらまし>

2018年12月末、前吉村大阪市長が発表。エスクルも大阪市に対し、養育費保障について政策提言などをおこなってきた



エスクル

仮説の検証

①日本は協議離婚が主流のため、養育費の取決め自体が必須ではないということ

→アメリカ、スウェーデンは離婚する際、裁判手続きが必須で、養育費の取り決めもそのときにする

韓国も協議離婚可能ではあるが、離婚の際に家庭裁判所に赴き、養育費の取り決めの協議書を提出しないとイケない

(強制徴収の際は、養育費の取り決めのある公の書類がその根拠となる)

②取決めがなされていても養育費が実際には支払われるケースが少ないこと

→どこの国にも養育費の支払いから逃げようとする者はいる。問題はその対処法

③養育費が支払われなかった場合、強制執行する方法が限られること

→行政が養育費を確保する制度がある国ほど(強制力が強いほど)養育費の支払い率は上がる

以上を踏まえて、養育費未払い問題についての対応を考える



日本の養育費未払い問題への対応

- 海外の取り組みについては、家制度など文化の近い、韓国の取り組みがロールモデルとなるか？

協議離婚をなくし、欧米のように裁判離婚に移行するのは難しいかもしれないが、

リテラシーの低い日本において、協議離婚者への離婚の子どもに与える影響などの親教育、子ども養育案内などは必要な取り組みに感じる

- 一部地域で養育費確保の取り組みがされているが、拡大させるにはどうすればよいか？

- ・ 関西から徐々に広げていく？
- ・ 国に働きかけ、全国一律の対応として求めていく？

- ひとり親家庭の問題、養育費の問題は長い間、放置されてきた。。

エスクル活動を通じた横のつながり強化、当事者の声の収集（集団としての声）

オンライン（SNS）の活用、メディアミックスによる社会問題提起→社会問題としての扱いにできれば世論として動きが期待できるか？

立法府（政党、国会議員など？）への働きかけが必要か？



今後の対応（案）

- 日本の現状、各国の養育費の取り組みについて調査続行
- 当事者（ひとり親、ひとり親予定者）のヒアリング調査
- 有識者（大学教授、弁護士、政治家など）との意見交換
- ひとり親向けセミナーの開催？
内容：養育費、婚姻費用、慰謝料、面会交流、公正証書、調停、訴訟、養育費確保の取り組みなど



参考：面会交流の効果

前提：養育費と面会交流は別の問題。面会交流をしなくても養育費を請求できる

- 親子の交流がある方が養育費支払いのよい傾向があり、並行して面会交流支援も行っていく必要性を感じる
- 会わせることが難しい場合も、子供の成長様子を写真送付するなど、支払いの励みになるよう努めるのもよいか
- 別居親（面会交流なし）の意見
 - ・子どもに会わせてもらえないのに養育費を払えと言われても従うわけがない
- 養育費と面会交流は、「子どもの権利」

